

法定準備金制度の発展と機能的変化

——わが国における制度的展開と問題点——

尾崎安央

- 一 はじめに
- 二 法定準備金制度の沿革とその機能
- 三 わが国における制度的発展とその機能的変化
 - (一) 昭和二五年商法改正前の法定準備金
 - (二) 昭和二五年商法改正後の法定準備金
- 四 法定準備金制度の問題点とその検討
 - (一) 利益準備金への影響と問題点
 - (二) 資本組入れ財源としての法定準備金
 - (三) 昭和五六年の商法改正と法定準備金制度への影響
- 五 むすび
- 一 はじめに

法定準備金とは、本来的には、株主に配当しうべき金額の一部を、資本維持をより確実にするという政策的配慮か

法定準備金制度の発展と機能的変化（尾崎）

ら、法律の規定をもって会社に強制的に積立てさせた準備金であった。その本質は、要するに、留保利益をもって資本維持を補強する制度であったといえる。

しかし、現行の法定準備金制度の機能はこれにとどまらない。利益準備金という本来的機能を維持するもののほかに、資本準備金という異質の法定準備金が、その機能からはみ出すものとして存在しているからである。

周知のように、資本準備金制度の新設は、企業会計における剰余金区分原則の反映にほかならない。すなわち、資本と利益とは峻別されなければならないとする近代会計学の要請に従って、法定準備金についてもその積立財源を区分し、両者の混同を排したことは、企業会計法の健全な発展の一環とされている。しかし、従来の法定準備金制度の枠内における単なる財源の性質による区分にとどまり、その質的差異にもとづく用途の区別が全く考慮されなかったことは、剰余金原則の趣旨をかえって没却せしめるものとも評される。もともと、資本準備金は、法定資本と同じ実質資本を財源とするものである以上、本質からも配当不能であり、したがって利益を源泉とする利益準備金とは異なっており、積立限度が定められていない（商二八八条ノ二第一項参照）。そのため法定資本と法定準備金の額との間に著しい不均衡が生ずる場合は是正措置として、法定準備金の資本組入れの制度が新たに規定された（商二九三条ノ三参照）。ただし、資本の欠損填補を主要目的とする法定準備金の制度趣旨からすれば、これはあくまでも例外的措置と考えられる。おそらく、組入れ制度の創設当初は、額面株式の額面発行が常態であったことからすると、資本準備金の積立も比較的少なく、資本組入れの必要性もあまり生じないものと予測されていたに相違ない。それが現在では、時価発行増資が通常となっており、多額の資本準備金の積立がみられる状況のもとで、この制度を用いたいいわゆる新

株の無償交付がかなり頻繁に行われている実情がある。このような法定準備金の使途ないし利用の状況は、本来のそれとかなり異質のものであり、また法定準備金の機能の大半を、むしろ例外たるべき資本準備金が担っている現実を示すものといわなければならない。これを制度そのものの変質とみるべきか、あるいは基盤の変化に対応する機能的変化とみるべきかは、この制度の維持ないしあり方を再考するうえででもきわめて大きな問題と思われる。

本稿は、このような観点から、わが商法上の法定準備金制度の発展と機能的変化、およびそれがもたらした問題点とを、五六年の商法改正による影響をも含めて、改めて検討することを目的としている。

二 法定準備金制度の沿革とその機能

法定準備金制度の創設は、一八六七年七月二四日のフランス会社法（三六条）をもって嚆矢とする⁽¹⁾。これは、その後多くの大陸諸国法に継受され、わが商法典にも当初から定められていたが、その導入の経緯や理由は、必ずしも明白でない。ただ、その制度が株式会社制度にとって有意義なものと考えられ、健全な慣行として行われていた準備金積立の長所に着目して立法化されたことは疑いない⁽²⁾。

一般に、利益の内部留保である準備金は、企業の資本調達目的において、新たに外部から調達する場合や、新たに稼得する場合に比べ、はるかに有利なものとされている。それに準備金は、将来の損益変動ないし価格変動、偶発的損失などを十分に見越した会計処理をなしえない現在の企業会計の制約を補完するものとしても機能する⁽³⁾。したがって、準備金のこれらの長所が、継続企業にとって、自身を維持し発展させるうえできわめて有益なものである以

上、その積立が自然に慣行化していったのも、その積立が今日でも重要性をもつことも、いわば当然のことといえよう。

もっとも、このような準備金積立の長所を列挙したところで、それだけで過料の制裁まで課して（商四九八条一項一号参照）その積立を強制することの実質的根拠を導き出すことは困難である。それでは、任意準備金のみでなく法定準備金の積立をも必要とする理由と、準備金積立の長所とは、どのような関係にあるのであろうか。

企業の経営破綻は、当該企業自体に限らず、その債権者・株主等の利害関係人にも重大な損害をもたらす。とくに社員の責任がその出資額に限定されるいわゆる物的会社の場合には、会社債権者はその弁済を会社資産に求める以外にないので、会社資産の社外流出を制限してその維持・充実はかかる準備金の積立は、企業自体の維持にも貢献するが、それに劣らず会社債権者にとっても重大な意義をもつ。単に、企業自体や株主の利益保護のみを目的とするのであれば、任意準備金を積立てることでもこと足りるはずである。加えて、会社の意思決定に直接関与しえない債権者のためには何らかの強制が必要とされる。経済社会の進展とともに資本集中に適した株式会社形態を利用する度合が高まる一方で、この形態に対する大衆の信頼を維持・高揚する必要があったと考えられるが、そのためには会社債権者の保護が不可欠であったといえる。⁽⁴⁾そこに準備金の積立を法をもって物的会社に強制すべき理由があったと思われる。

このように、準備金の資産充実機能という長所は、債権者保護と結合して初めて準備金積立強制の根拠となる。会社債権者保護という法政策のために、準備金の長所が活かされたのである。それゆえ、法定準備金制度創設以前に

も、準備金積立が会社財政の健全化に役立つものとして広く慣行化しており、その強制に支障がなかったとされること⁽⁵⁾や、資産の一定割合以上の流出をもって会社の解散事由とする前記のフランスの一八六七年法以前の立法のもとで、すでに利益の内部留保は半強制的になされていたと⁽⁶⁾か、当時のフランスの対外政策上、また国内政策上、企業自体の維持・充実が不可欠であった⁽⁷⁾というような各種事情も、それぞれに立法を促した一因とはいえようが、法定準備金制度創設の基本的および普遍的趣旨は、やはり会社債権者保護にあったと考えるべきであらう。

法定準備金の制度趣旨を以上のように解すると、その取崩が制限されるのは当然である（積立目的以外の取崩の場合）。ただし、その取崩が会社や株主の任意に委ねられるなら、その積立を、会社債権者保護のために会社に強制したことの意義の大半が失なわれてしまうからである。そこでその拘束の度合は、一般に法律上の資本とほぼ同様とされているが、会社債権者保護という共通の政策を担い、したがってともに法定の配当控除項目とされていることを考慮すると、首肯しうるところである。

このように法定準備金は、本来、会社（株主）が自由に取崩すことのできない留保利益であり、また配当可能利益の強制的拘束である。この点で、株主の利益配当請求権との関係が問題とならざるをえない。法が沿革的に法定準備金の使途を資本欠損の填補に限定してきたのは、この点を考慮してのことと思われる。すなわち、資本に欠損が生じた場合には会社債権者保護のために利益配当が禁止されるが、その欠損を填補するための留保利益があれば、ことさら減資するまでもなくその取崩によって容易に欠損を填補でき、配当が再び可能な状態となる⁽⁸⁾。法定準備金はこの限りで株主の利益ともなり、それゆえこそ会社債権者保護の範囲を従来の資本相当額の純資産維持から資本と法定準備

金との合計額相当の純資産維持にまで拡張し⁽⁹⁾配当可能利益を拘束することについても、正当化されるのである。これがかかりに負債償還準備金の強制であれば、債権者保護に偏りすぎるであらうし、また配当平均準備金であれば、むしろ取崩の自由が認められなければならないと考えられ、会社債権者の保護を目的とする法定準備金としては不適当な形態といわなければならない。これらの目的については任意準備金の積立をもって足りる。法定準備金が資本欠損填補準備金であつたればこそ、その積立を会社、株主に強制しえたのである。他方、会社債権者にとっては、準備金の積立が強制されることでその利益が保護されるが、それが資本欠損填補準備金であることによって、資本維持がより一層確実にされるのであり、結局、法定準備金の制度は、会社債権者をいわば二重に保護する機能を営むものと考えられる。

この機能の実効性を確保するため法は、法定準備金の積立率を定め、これによって計上された利益の一定割合以上の積立を強制するが、他方で、積立限度をも規定して株主の利益配当請求権との調整をはかっている。

(1) これに先立つ一八六三年三月二九日法が初めて法定準備金の定めをおいたものとされているが、同法は一定規模以上の会社に限って適用されるものであつたため、一般に適用されるにいたつた一八六七年法をもってこの制度の嚆矢と解するのが通説である（酒巻俊雄「法定準備金」法学基本問題双書会社法二四三頁、久保欣哉・注釈会社法(6)二〇五頁、田中誠二「資本と準備金」株式会社法講座四卷一二九六頁等参照）。

(2) ロエスレル商法草案二七〇条前段、旧商法二一九条二項、明治三二年法一九四條二項参照。
なお、ロエスレル商法草案は、その必要性を次のように説明する。

「……将来損失ニ罹ルトキ之ヲ補充スル為メノ効用アル者ナルカ故ニ会社資本ノ存続ヲ永遠不変ニ維持シ且株主純益分配

ヲ受クルニ異同ナキヲ保護スル者ナリ……之ヲ積立ルハ普通ノ慣例ニ適スル者ニシテ之ヲ守ラサル会社ハ公共ノ信用ヲ失フハ必然ナルヘシ故ニ予備資本積立ヲ義務ト為スヲ得ヘキハ敢テ疑ヲ容ルヘカラス……」

しかし、後述するように、法定準備金の積立の理由としてはこれだけでは十分でない。任意準備金以外に法定準備金の積立を強制する理由の説明は、従来必ずしも十分になされているように思われない。

- (3) 商法においても、漠然とした将来の損失に備えるために引当金を計上することは許されない。とくに五六年の改商法のもとでは利益性引当金は一掃されることになったので（改商二八七条ノ二）、なおさらである。それは任意準備金の積立によるほかはない。

ほかに、内部留保としては減価償却や資産および負債の評価によるものもあるが、利益処分によりなされる準備金が健全さにおいてまさる。

- (4) 資本の蓄積が十分でなかった株式会社制度の揺籃期にあっては、現在以上に債権者に依存する度合が高かったと推測できる（酒巻・前掲基本問題双書二四四頁）。さらに、当時は個々の会社の信用を高めることのほか、有限責任への不安の除去も必要であったと思われる。

- (5) ロエスレル商法草案(上)四四〇頁以下。

- (6) 大隅健一郎・株式会社法変遷論五五頁。

- (7) 当時の富国策の一環として、国家の企業への直接的干渉の必要があったかもしれない。

- (8) もとより、これを任意準備金によることも十分可能である。後述するように、この種の任意準備金が十分に設けられているときにはなお法定準備金を必要とするかは、一つの問題である。

- (9) これに欠けることを資本の欠損という（通説）。これに対し、現在では、後述するように資本と利益とを峻別する立場をこの場合にも一貫させ、純資産額が資本と資本準備金の合計額に満たない場合を資本の欠損と解する少数説がある（西山忠範・株式会社における資本と利益二六七頁）。しかし、この立場をとる限り、配当不能の場合を資本額の欠損から資本と法定準備金の合計額の欠損に拡張し、会社債権者の保護をはかろうとする法定準備金の制度趣旨にも反することになり、さら

に利益準備金の取崩が通説の場合より限定されることになって、早急に欠損を填補し配当可能状態を回復しうる利益準備金の機能が弱められることになる。

(10) わが商法は、伝統的にこれを資本の四分の一に達するまでとするが、諸外国の立法例でこれ程の高率を定めたものは殆んど見当たらない。この点を、ロエスレル商法草案は、「仏国商法ニ従へハ法律上予備資本ヲ積立ヘキ義務ハ会社資本ノ十分一マテニ限ルヘント 蓋シ甚タ少額ニ失スルモノノ如シ 何トナレハ十分一ノ額ハ一年度ニ損失スルコトアルヘキカ故ニ予備資本ハ亦容易ニ之ヲ消尽セン 若シ永遠安全ノ道ヲ謀ラントセハ予備積立ノ額ヲ増加スルノ外無ルヘシ 故ニ本案ニ於テハ会社資本ノ四分一ト定メタリ」と説明している。結局、法定準備金は一營業年度の損失によつて欠損が生じない程度のもゝとして要求されたのであり、そのことを根拠にして資本の四分の一という積立限度が規定されたようである。

三 わが国における制度的発展とその機能的変化

ところで、法定準備金は、資本を除く純資産を単純に配当可能利益と解する法制のもとで立法化されたことに注意する必要がある。その財源の性質はあくまでも利益であったから、制度の本質は利益をもつてする資本維持の補強にほかならなかつた。ただし、当時の利益概念は必ずしも既述の剰余金区分原則にみられるような資本と利益との明確な峻別の上に立脚するものではなく、そのなかにはプレミアムや合併差益・減資差益・保険差益など、今日企業会計でいうところの資本剰余金も混在するものであったので、実質的には資本で資本を補強することも行われていたといえるが、当時はそのような理解ないし認識は概して存在しなかつたものと思われる。

しかるに、昭和二五年の改正商法は、近代会计学の成果を反映した会計原則にもとづいて、資本と利益とを峻別せんとする意図のもとに、それまで包括的に利益と呼ばれていたものに剰余金の概念を援用し、その源泉に従つてこれ

を、営業利益から生ずる利益剰余金と、営業取引以外の資本構成または資本価値の変動に由来する資本剰余金とに区別し、法定準備金についても、利益剰余金から積立てる利益準備金（商二八八条）と區別して、資本剰余金を源泉とする資本準備金の制度（商二八八条ノ二）を設けることにした。

したがって、わが国の法定準備金制度に関しては、昭和二五年の法改正を契機に、大きな変化がもたらされたことになる。

(一) 昭和二五年商法改正前の法定準備金

昭和二五年の商法改正前の法定準備金は、既述のように、まさに資本欠損填補のための留保利益にほかならなかった。そのことは、ロエスレル商法草案（二七〇条前段）、明治三年の旧商法（二一九条二項）、明治三年の商法典（一九四条一項）、昭和一三年の改正法（二八八条）の諸規定が利益の一定割合以上の準備金積立を強制し、また昭和一三年法二八九条がその用途を資本欠損填補に限定したことからも明らかである。⁽¹⁾

もっとも、明治三二年法一九四条はその第二項において、「額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス」と規定していた。ここにいう準備金とは法定準備金のことであるから、法は、額面超過額（プレミアム）の全額を法定準備金に組入れるべきことを、とくに命じていたわけである。これに類似する規定は、法定準備金制度を有する外国の立法例にも少なからずみ出される。

この規定の趣旨について、当時すでに、株式プレミアムは通常の営業利益とは異なり、株主に本来配当する必要のないものであり、その全額が配当拘束されてしかるべきであるとする注目すべき見解もみられた。⁽²⁾しかし、一般には、

岡野敬次郎博士のように、プレミアムも「一般ノ収入トシテ利益算出ノ一原因ト為ルハ当然ナリ」との解釈がとられていたようであり、また配当制限について同法一九五条は、「会社ハ損失ヲ填補シ且前条第一項ニ定メタル準備金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配当ヲ為スコトヲ得ス」と規定していたにすぎなかったから、配当（可能）利益を営業利益に限定するような解釈が当時の商法の関連諸規定とどこまで調和しうるものであったかは、疑問である。

これに対し、株式プレミアムの利益への混入と配当利用とは多くの弊害があるとして、一九四条二項をその弊害防止のための規定と解する立場もあった。⁽⁴⁾ たしかに、株式プレミアムが利益に混入することや利益の名によるその配当利用には問題があり、法がその弊害防止のためにプレミアムの全額を損益計算に含ませず、法定準備金に組入れさせることで配当拘束しようとしたものと解すること自体、いまだ不明確とはいえ、株式プレミアムの本質に対する疑義を前提とするものであり、今日の会計的理解からすれば正当といえようが、その拘束が「前項ノ額ニ達スルマテ」とされる点を考慮すると、この見解も政策そのものもまた不十分といわざるをえないであろう。けだし、法定準備金が資本の四分の一という積立限度額に達した場合には、以後プレミアムは営業利益と同一に配当可能利益に包含され配当利用されることになるので、前記の弊害がそのことによって全く解消するわけでもなく、またプレミアムの資本性を根拠として⁽⁵⁾、「前項ノ額ニ達スル」ことでその性質が変化するとは到底考えられないからである。

この点、ドイツ法のようにプレミアムを無制限に積立てさせるのであれば、その本質の違いに対する認識を基礎とした弊害防止規定という理解でも足りるかと思われるが、その場合には、そのような措置を定めたこと自体が、留保利益にもとづく本来の法定準備金制度の破綻または変質といわなければならない。この場合には、法定準備金は、剰

余金に内在する配当されてはならない財源の配当拘束の手段としても機能せしめられることになる。

プレミアムの利益からの区分とその配当拘束とは、利益の適正化にとって不可欠であり、その方針自体は正当と思われる。ドイツ法やわが商法は、これを既存の法定準備金制度の利用によって実現しようとしたのであるが、これが唯一の方法でないことは諸外国の立法例に照らしても明らかである。法定準備金の機能的拡大が財源の特質に対応した使途の拡大をとまらぬのであればともかく、既存の制度の枠内にとどまる限り、そこに何らかの矛盾を生ずることが避けられない。現に、ドイツ法はプレミアムの無制限の積立強制のゆえに、法定準備金が一定割合以上に達したときには、資本への組入れという減額の処置を施さざるをえない。またプレミアムの資本性の承認は、法定準備金が利益のみから構成されるものではないことを明らかにするものとして、法定準備金の本来的性質または機能と必ずしも相容れない結果を招くことになる。このことは、わが現行法の立場にもあてはまる批判であり、この点についてはさらに後述する。

旧法への疑問は、「前項ノ額ニ達スルマテ」としている点でより一層複雑である。おそらく、プレミアムも法定準備金もその本質はともに利益と考えられ、かつ配当不能であるという共通性を有しており、またモデルとした当時のドイツ法がプレミアム拘束を法定準備金によっていたことなどから、安易に規定された結果ではなからうかと思われ⁽⁸⁾。そして、プレミアム拘束の意味を十分意識することなく、法定準備金としての上限を考えなければならぬとされたことから、「前項ノ額ニ達スルマテ」の文言が挿入されたものであろう。もとより、プレミアムの配当利用は絶対に許されないものではない。一定の場合に法がそれを許容することも可能である。右の規定を好意的に解して、プ

レミアムの分配を法定準備金が資本の四分の一まで積立てられていることを条件に許容したものと解する余地もないではない。しかし、プレミアムの分配を資本の払戻と解するのであれば、法定準備金が積立限度に達した後も、それは資本の払戻であるから、法が利益と混同することを認め、利益配当として分配を許容していること自体、この立場では決して許されないはずである。旧法はプレミアムに関しては、その取扱いが一貫していないといわなければならない⁽⁹⁾。したがって、それはプレミアムを利益と解しつつも、その配当利用による弊害が認識され、その防止の必要性の観点から、既存の制度が流用され、その制約に服せしめられたためと考える方が自然なように思われる。

以上のように幾多の疑問は残るが、法定準備金は旧法のもとでは、一般に資本欠損填補を目的とした利益留保と考⁽¹⁰⁾えられていたことに疑いはない。プレミアムの本質も会計上の争いがあったとはいえ概して利益と把握されており、法定準備金への積立後は第一項に従って積立てられた準備金と同様に資本欠損填補準備金の形態をとったからである。ただ、既述のように法定準備金の配当拘束機能は、その本来の目的以外の政策のために流用される場合があることに留意する必要がある。たとえば、右のプレミアムの処理について、それを資本欠損填補準備金にすることの必然性は、それを利益から区分して拘束するという政策からは直接導き出されない。たまたまその政策の実現に既存の法定準備金制度を利用したところに、積立てられたプレミアムが資本欠損填補準備金とならざるをえなかった理由がある。プレミアムの処理を既存の法定準備金制度の流用と考えたのは、このためである。

(1) 昭和十三年の改正で二八九条が新設されるまで、使途（その準備金の性格を示すもの）の規定は存在しなかった。しかし、一般に資本欠損填補準備金と解されており、改正理由書がいうように、いわば当然のことを明らかにするにすぎない規

定の新設であったといえる。

- (2) 松本丞治・日本会社法論二二九頁、柳川勝二・商法論綱一八六頁、法典質疑会・法典修正案理由書「商法」一八六頁。
- (3) 岡野敬次郎・会社法四七六頁。
- (4) 柳川・前掲書一八六頁。
- (5) 松本「額面超過額ニ所得税ヲ課スルノ当否」私法論文集三卷六二頁以下。
- (6) たとえば、イギリス会社法は、株式プレミアム勘定 (Share premium account) によってプレミアムの処理をなしており (一九四八年法五六条参照)、またイタリ民法典二四二八条は、法定準備金の積立てを資本の二〇%までとするとも、二四二九条により株式プレミアムは法定準備金に積立てられず、配当拘束される。
- (7) ドイツ法 (たとえば一八九七年法二二二条二項) は、プレミアムを資本と解していたとされる (岡野・前掲書四七六頁)。
- (8) 岩田巖「株式プレミアムと発行費の会計処理」企業会計二巻二号一〇四頁以下。
- (9) 松本丞治・会社法 (現代法学全集) 一七七頁。
- (10) 既述のように、商法上、プレミアムを株主の出資として扱え、プレミアム配当を資本の払戻と解する学説も有力に主張されてはいたが、プレミアムの性質は、主としてプレミアム課税の問題として争われた。判例および大蔵省の解釈はそれを利益と解し、所得税の課税対象としていた (松本・前掲論文六二頁)。

(二) 昭和二五年商法改正後の法定準備金

昭和二五年の改正により法定準備金は、その財源の性質に従って二分化されたが、それがその前年の七月に公表された「企業会計原則」における剰余金区分原則の反映であることは前述した。資本と利益との峻別は、企業の継続性や営利性を前提とする限り正当であり、また会社企業をめぐる各種の利害関係人の利益を保護するには会社経理の健全性が不可欠であるから、資本と利益との明白な区分による実質的資本の維持と損益計算の適正化とはそのための必

要条件と考えられる。剰余金区分原則は企業会計上の要請ではあるが、法的にも尊重されるべきものであることに異論はない。

もともと、剰余金区分原則は、その他の会計原則と同様にアメリカの会計実務において生成され発展してきたものである。損益取引に対する資本取引が未発達な時代には利益そのものと考えられていた剰余金も、二〇世紀の金融資本主義の段階に至り企業が各種の証券を発行し、また合併や減資を行うなど、資本取引を頻繁に行うようになると、その中に資本性の剰余金を混在せしめることとなった。⁽²⁾従前の思考によれば、営業成果の集積とみなされていた剰余金は、ここに至って必ずしもそのみを表示しているとはいえないものとなり、また剰余金を配当可能利益とする州法の下では、⁽³⁾利益分配の名のもとに資本の払戻が可能となり、資本剰余金による利益操作などを正当な会計処理として許容する結果を招くこととなった。これがきわめて不健全な会計処理であることはいうまでもないが、実際にこのような会計処理が企業の経営破綻に直結した例も少なくなかったようである。

企業の挫折によって損われた株式会社形態への信用を回復するにあたり、企業会計の健全化が重要な役割を果たしたことは当然である。とくに剰余金区分原則は重要な原則と解され、⁽⁴⁾表示のうえでも法律上または実務上の取扱いのうえでも資本剰余金は利益剰余金と明確に区別されなければならないとされた。

ところで、資本剰余金それ自体の内容は、会計においても必ずしも明確とはいえない。⁽⁵⁾しかし、株主の抛出資本でありながら資本に組入れられずに剰余金とされる無額面株式の払込剰余金が、その性質上営業の成果でないことは明らかであり、この点では額面株式の額面超過額も同様である。これらが実質的に資本に組入れられた部分と同質性を

もつことは疑う余地がない。実質資本と呼ばれるゆえんである。

このように剰余金区分の前提には、資本を実質的に把握する思想が存在する。その意味で従来からの資本金概念は形式化され、表示資本、法定資本などと呼ばれるに至る。⁽⁶⁾ただし、法律上の資本とは一般にこのような形式的な資本概念をいうのであるから、資本と利益との区分は、どうしても剰余金においてははかられざるをえない。⁽⁷⁾そして剰余金を区分することの意義は、利益の観点からすれば、損益計算の適正化、利益の明確化にあったといえるが、反面、資本剰余金についてみると、その実質資本たる性質に相応しい取扱い、とくに法的取扱いを可能とするところにあると考えられる。

その意味で、昭和二五年改正法が十分に剰余金区分原則を反映させているかには疑問があり、会計学的にはかなり不十分な立法であったと評される。すなわち、資本準備金がすべての資本剰余金を包含していないこと、そのため資本準備金として積立てられないいわゆるその他の資本剰余金が利益剰余金と完全に区分されていないこと、⁽⁸⁾資本準備金の使途が利益剰余金からなる利益準備金のそれと全く同一化されていること、またその使途の限定から、いわゆる資本損⁽¹⁰⁾のチャージが利益剰余金になされるという混乱が生ずることなどである。⁽¹¹⁾

これは、一つには資本剰余金概念の不明確さに原因があるといえよう。昭和二五年法は、資本準備金の財源として、①額面超過額（商二八八条ノ二第一項一号）、②払込剰余金（同二号）、③評価益（同三号）、④減資剰余金（同四号）、⑤合併剰余金（同五号）の五つを規定していたが、三七年の改正法は、資産評価について原則として原価主義を採用したこともあって、従来からその資本性に疑問がもたれていた評価益を削除した。これにより、現行法上の

資本準備金の財源は、株主からの資本的拠出とその修正に限られることになり、財源項目についても限定列举と解することに現在では殆んど異論がない。これに対し、会計学の観点からは、資本準備金積立て財源の拡張ないし資本準備金と資本剰余金の範囲の一致が主張されるが、商法では株主の拠出資本およびその変形物という特質に着目して、法定準備金となるべき資本剰余金に限ってその資本性を承認しているので、単にそれが会計において実質資本と解されることを根拠に資本準備金の積立て財源にとり入れられることを主張するだけでは十分でない。やはり資本剰余金そのものの性質をより明確にし、プレミアムなどの株主の拠出資本以外のその他の資本剰余金も法律上利益と区分されて取扱われなければならない必然性を立証する理論ないし分析が必要とされよう。⁽¹²⁾

第二は、剰余金区分に対する適切な法的措置を講ずべきであったのに、既存の法定準備金制度を流用した立法の問題である。剰余金区分は本質の問題であるのに、法定準備金は政策上の所産であり、その目的を異にする。資本剰余金を配当拘束のためだけに法定準備金にすることでは、資本剰余金のすべてを包摂しえないことも、また使途が適合しえないことも起りうるわけである。もともと、剰余金区分と配当規制とは別個の問題である。剰余金を利益剰余金と資本剰余金とに分け、それぞれを利益としまは資本として取扱うことと、何を配当財源とするかとは、全く別である。ただ、資本の分配を利益の配当と装うことの不当性を考えれば自明のように、立法論としては、剰余金区分が前提であり、配当規制はその後の、利益のみの分配に限るか、資本の分配も認めるかの問題である。仮りに後者を認めるとしても、それが利益の分配でないことを明確にするうえからも、剰余金区分が先行しなければならぬことは当然である。いずれにせよ、剰余金区分にとって、法定準備金制度を利用したことは、その目的の達成にとっての阻

害要因といえるかもしれない。結局、二五年改正法は剰余金区分原則を尊重し、立法に反映させたといいいながら、それが法定準備金の枠内での区分にとどまるときは、あくまでも形式的尊重であって、部分的な反映にすぎないとも評されることになろう。⁽¹³⁾

ともあれ、新設の資本準備金は、その財源の性質において従来の法定準備金とは異質のものである。もっとも、財源には何ら変化はなく、従来一様に利益と誤解されていたものの本質を明らかにしたにすぎないといえなくもないが、その本質が明確化された以上、これが留保利益をもって資本を補強するという本来の法定準備金の制度趣旨と相容れないことは明白である。いうなれば、資本準備金は、資本をもって資本を補強するものであるからである。

ドイツ法（一九六五年株式会社法一条二項参照）やわが国の二五年改正前の規定（旧商一九九条）のように、資本と株金総額とが密接に関連している法制のもとでは、プレミアムの処理を法定準備金によることもやむをえないかもしれない。しかし、昭和二五年改正法は、無額面株式を導入するなど資本と株式の関係を一応切断するとともに、剰余金区分原則をもとり入れているのであるから、その趣旨を徹底する場合には、当初からプレミアムや払込剰余金などの資本組入れを強制する立法も可能であったと思われる。資本と利益の区分は、プレミアム等を資本準備金にするのも資本にするのも結果において大差はない。むしろ法定準備金が債権者保護を目的とするものであることを考慮すれば、資本とする方がより一層その保護に厚くなるものといえる。

したがって、殊更この方式をとらずに資本準備金に積立てさせる理由いかんが問われなければならない。この点、一般にはプレミアムなどが発生したときに、それらを損益計算適正化の観点から利益に含ましめず、かつ配当拘束す⁽¹⁴⁾

るためであると説明されている。⁽¹⁵⁾これは前節でみた旧法下のプレミアム拘束の趣旨説明とほとんど変わらない。ただ、プレミアムなどの性質を資本と認識したうえで、制度的流用である点で、疑問はより一層深い。けだし、プレミアム拘束という政策の実現にあたって、既存の法定準備金制度を利用しなければならぬ必然性が全く存しないことは前述した通りであり、加えて、この場合にはそれを利用すべき前提たる共通性（利益という性質）すらないためである。既述のようにプレミアム等の資本組入れを強制することも、既存の法定準備金とは別個の法定準備金を新設することも、立法論としてそれぞれ可能と考えられる。

問題の本質は、むしろ資本剰余金そのものの創出ないし発生を認める政策上の根拠が何であるかであろう。その実質的説明としては次のようなものが考えられる。

第一は、資本剰余金をもって法定資本の緩衝帯（buffer）にするためという理解である。すなわち、資本剰余金という可変的な付加資本を設けることで、全額資本金とした場合に必要となる厳格な減資手続に比べてより簡易な減資方法を認め、それによってたとえば、資本の欠損からくる長期の無配状態からより早く脱出できるようにするというものである。⁽¹⁷⁾これは法定準備金の本来の機能と類似するが、決定的相違は資本で資本を補強する点である。

もとより、政策的に資本を右のように二分することは可能と考えられる。ただし、資本（法定資本）維持をもって債権者保護というのであれば、資本は資本剰余金以上である必要があらうし、また本来そのようなプロポジションが望ましいというのであれば、⁽¹⁸⁾資本剰余金は、資本の緩衝帯としての必要最小限に抑えられるべきものであらう。

第二は、資本の比較的自由な利用を認めるために資本剰余金を設けるといふ理解である。プレミアムなどをその性

質に従って全額資本金とすれば、会社は欠損の発生を惧れて資本に相当する純資産の利用に制約が生じると思われる。しかし、これを一定割合の拠出資本について比較的自由に利用できるようにしておくと便利である。資本剰余金はそのために設けられるというのである。もとより、その資本たる性質から利益ほど自由ではないにしても、資本損のチャージや優先配当の財源などに利用することが考えられよう。⁽¹⁹⁾この場合、資本剰余金はその用途の範囲に應じて比較的多額なものとなろうが、資本と資本剰余金のプロポジションを重視すれば、この場合も自ずと限界が生ずることになる。

ところで、わが商法上の資本準備金は、その法定準備金としての性格から用途を資本欠損填補に限定されている(商二八九条)。それは前記の資本剰余金を設けることの第二の意義を殆んど失わしめる。したがって、現行法上の資本準備金は、資本の緩衝帯としての存在意義を有するものと解さなければならぬ。ただ、資本の緩衝帯としては従来からの留保利益よりなる法定準備金(利益準備金)が併存している。この点で、資本準備金という独立した法定準備金の存在理由それ自体に疑問が呈されることになる。たとえば、ドイツ法がプレミアムの資本性を認めつつ法定準備金を一本化している例や、資本準備金とその財源の発生ごと無限限に積立てられ、緩衝帯として肥大化しすぎる点、さらに緩衝帯としての必要量は資本準備金と利益準備金との合算額で決せられるべきではないか、などの諸点が指摘される。

思うに、これらはいずれもプレミアム拘束を既存の法定準備金制度を安易に流用することで実現しようとした結果といえるであろう。積立限度にせよ、その用途の限定にせよ、それらは法定準備金の本来の制度趣旨から導かれるも

のである。それをこの制度を利用したにすぎないプレミアム拘束にも一律に適用することから生じた問題にはかならない。⁽²⁰⁾

昭和二五年の改正法が、例外的に準備金の資本組入れの制度を設けた（商二八九条一項但書）のは、前記の諸矛盾を部分的に解消するためのものであった。資本準備金が無制限に積立てられることで、法定準備金が資本に比べ著しく肥大化する可能性が予想されることから、それを是正するための措置である。⁽²¹⁾だが、この規定は結果的に法定準備金の機能を著しく変化させるものであったといわなければならない。後述するように、現在わが国では時価発行増資が定着したといわれ、そのような発行形態をとった会社では大量のプレミアム取得が行われている。その場合に、準備金の資本組入れ制度がなければ、法定準備金の著しい肥大化が許容されるかは疑問であり、またそれが許容される限りで法定準備金の機能が大半を資本準備金が担うことになるからである。また、この制度の利用により法定準備金はいわゆる新株の無償交付の財源としても重要な機能を果たすことになる。資本の欠損填補が一般に例外的現象とすれば、むしろこの機能の方が通常的あるいは主要なものとして發揮される場合も考えられるのである。

(1) 西山・前掲書一七三頁、酒卷「法定準備金」綜合法学五卷六号五七頁―五八頁。

(2) 佐藤孝一・資本剰余金会計六頁以下、黒沢清・新企業会計原則訳解一二六頁。

(3) アメリカの剰余金法制と配当規制の關係は重要な研究課題であるが、その検討は別の機会としたい。酒卷「アメリカ会社法における剰余金概念の発展」取締役の責任と会社支配二二九頁以下、津守常弘・配当計算原則の史的展開、森淳二朗・配当制限基準と法的資本制度参照。

(4) 山本繁他訳・SHM会計原則一七頁。

- (5) 佐藤・前掲書一六頁。
- (6) アメリカ法上、“stated capital” などと呼ばれる。アメリカ法曹協会の模範事業会社法二条(j)参照。
- (7) 法律上資本概念の把握方が実質化した場合でも資本計算規定が即座に実質化されるとは限らない。しかし、それを実質化する立法はもとより可能である(五六年の改正商法の立場参照)。
- (8) 財務諸表規則六五条一号参照。
 資本的支出に充てられた建設助成金、再評価積立金、貨幣価値変動にもとづく保険差益などがその他の資本剰余金とされるが(旧企業会計原則注解・注7(1)参照)、その性質は必ずしも一様でなく、資本準備金に組入れられている財源との共通性(たとえば、配当不能とされること)の説明は必ずしも十分とはいえないように思われる。
- (9) その他の資本剰余金を拘束するには法律上任意準備金として積立てる以外にないが、もとより配当可能となる。
- (10) 資本取引から生ずる損金である。資本準備金に組入れられている財源についても、合併差損、減資差損などが考えられる。ただ、資本充実の要請から、出資義務の不履行による差損などは、法的に発生しないようにされている(たとえば、商二八〇条ノ一三)。実際にどれほど資本損が生ずるかは一つの問題であるが、理論上、この点の区分はどうしても必要であるといわれている(間接振替)。
- (11) 経済安定本部企業会計基準審議会中間報告「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」第一二参照。
- (12) 久保欣哉・注釈会社法(6)株式会社の計算二一五頁。
- (13) 酒巻・前掲論文(前注(3))二三一頁—二二三頁。
- (14) 矢沢惇・企業会計法講義一一三頁、久保・注釈会社法(6)二〇五頁。
- (15) 鈴木竹雄・新版会社法(全訂第一版)一八四頁、大隅健一郎・全訂会社法論中巻二〇九頁、石井照久・会社法下巻二八六頁など。
- (16) 資本準備金の財源はすべて、発生するというより創出するものといえよう。たしかに、プレミアムは発生するもののように見えるが、昭和五六年の改正商法におけるように資本計算を実質化した立法が可能である限り、創出するのであり、その

創出を認める立法者の意図が問題となる。無額面株式の払込剰余金にあっては、このことがより明確である。

(17) 西山・前掲書一二三頁、保住昭一「商法上の資本準備金に関する一考察」司法研修所記念論文集(一)一八四頁以下。

(18) 谷川久「額面の機能についての覚書」成蹊法学一七号八六頁―八七頁。

(19) アメリカ模範事業会社法七〇条他。

なお、後述の無償交付財源としての利用可能性は、この第二の意義に属するものといえよう。

(20) 仮りに全く新たな法定準備金として規定されていたなら、これを無制限に積立てても、用途を比較的広範にしても、このような問題は生じなかつたと思われる。

(21) 田中誠二「久保欣哉・新株式会社会計法二〇七頁。

四 法定準備金制度の問題点とその検討

(一) 利益準備金への影響と問題点

昭和二五年の改正による法定準備金制度の変革後も、依然、本来の法定準備金の姿を承継するのが、利益準備金である。もつとも、これも資本準備金が設けられたことによる影響を受け、従来の制度内容と若干異なるものとなっている。

その一は財源の縮小による積立義務の加重である。プレミアムについては、既述のように、旧法でも別段の積立が要求されていたが、営業利益とともにする積立であったから、その期にプレミアムが生じた限りで実際の利益に対する負担が軽減されていたわけである。これに対し、利益準備金の積立率は、旧法と同一であるが、プレミアムなどを

除いた利益剰余金のみを財源とする点で会社にとつては積立義務が加重されることになる。また積立限度も従来はプレミアムとの合算であつたため、この点でも加重されることになつたといわなければならない。

第二に、利益準備金も資本への組入れ財源となることである（商二八九条一項但書・二九三条ノ三）。これは利益準備金の性質からみれば利益の資本化にはかならないが、そのこと自体は他に株式配当（商二九三条ノ二参照）の例もあるので、法律上許されないことではない。しかし、株主の利益配当請求権への影響を考慮すると、資本組入れ手続はある程度厳格でなければならぬと思われる。その点で、取締役会の決議のみによつて資本に組入れることができるという現行法の要件には疑問がないではない。たしかに、配当可能利益を資本維持の補強の目的で法定準備金に積立てさせておきながら、それを補強されるべき資本に組入れることを認め、新たに株主の犠牲を強いることが、単に取締役会の決議のみでなしうることは問題といえよう。⁽¹⁾資本組入れの制度が、資本準備金のみを対象としていたなら、それは実質資本間における振替えにすぎないから、このような疑問は生じない。それが法定準備金の資本組入れとして、利益準備金も同一視していると問題の本質があるといわなければならない。もっとも、準備金の資本組入れが、後述するように、新株の無償交付を伴う限りでは、実質的な株式分割と考えられるので、株主にとつても利益をもたらす点が看過されてはならないであろう。

第三に、資本準備金が設けられたことにより、資本欠損填補のための法定準備金の取崩順位の問題が生じたことである。一般に、準備金の取崩は利益処分権を有する株主總會にその権限がある。これは法定準備金の場合にも同様である。会社には欠損填補の義務があるわけではないから、資本の欠損を繰越すことも、準備金を取崩して填補するこ

ともできるが、法定準備金の取崩に際しては、資本準備金より利益準備金を先行させなければならない（商二八九条二項⁽²⁾）。資本準備金に比べ利益準備金の方が容易に積立てうるからとされている。しかし、両者を法定準備金として拘束し同一の規制に服せしめる以上、果してこのような順位を設けるほどの必要性があるのか疑問である。むしろ利益の内部留保を勧める法政策の現われとみるべきかも知れない。

以上が、資本準備金の新設に伴って、その影響のもとに利益準備金に生じた相対的变化といえるが、利益準備金それ自体にも近時の法改正で重大な変化がもたらされている。すなわち、昭和三七年の商法改正は、周知のように、株式会社⁽³⁾の計算規定を財産法から損益法の計理体系に立脚するものに転換せしめた重要な改正であったが、法定準備金制度については、剰余金区分原則の反映が十分でないとしていくつかの提案がなされていたもの⁽³⁾、結局は資本準備金の財源項目からの評価益（旧二八八条ノ二第一項三号）の削除と⁽⁴⁾、合併会計における準備金の処理に改正が加えられたにとどまり、会計学の要請を反映した改正はなされなかつた⁽⁵⁾。しかし、同時になされた利益準備金の積立基準の改正は、会計学の要請とは関係がないといいながら、この制度に大きな影響を及ぼしている。

三七年の改正前の二八八条は、会社はその資本の四分の一に達するまで、「毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ」利益準備金に積立てることを要するとしていた。これを三七年の改正法は、「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ十分ノ一以上ヲ」積立てることを要すると改めたのである。従来は決算期に利益が計上される限り、その利益にもとづいて利益準備金を積立てなければならなかつたものが、改正法では、金銭による配当がなされない限り利益準備金を積立てる必要がなく、またその積立も現実に配当が決定された額を基準とする。

これは、「利益配当スル毎ニ…其利益…」と規定していた明治三二年商法一九四一条一項の解釈に関する少数説の理解に類似する。法定準備金の制度趣旨からすれば、法定準備金は積立限度額まで積立てられたときに十全の機能を發揮するものと考えられる。したがって、利益準備金は、積立限度に達するまでは可能な限り積立てられることが望まれる。⁽⁸⁾利益が計上されるごとに積立を要するという立場と、配当がなされない限り積立を要しないとする立場とのいざが、この制度趣旨に沿うものであるかは、自ずから明らかであろう。⁽⁹⁾

金銭配当額を基準とする限り、役員賞与などの形態による利益の社外流出はその外におかれることになり、合理的でない。また、配当額は利益処分の決定によって定まるのであるが、その期の積立額は、未だ定まっていない配当額にもとづいて算出されたうえで、その利益処分案に含まれなければならないのに、配当額それ自体も、その期の法定準備金積立額を控除した額以下でなければならぬ(明治三二年商法一九五条参照)とする点で、一種の循環論におちいることになる。これらの批判⁽¹⁰⁾を考慮し、少数説の中には、配当の文言を広く解し、役員賞与もこれに含まれるとする修正的見解⁽¹¹⁾さえ見られたが、それは結局、少数説の立場自体に問題があったといわなければならない。

右の批判はそのまま金銭配当額を基準として明定した現行規定にも妥当する。しからば、三七年の改正の趣旨は何であったのか。これらの批判にどのように応えようとしているのか。

その理由の一つに、従来の規定における利益概念の不明確さがあげられている。単に毎決算期の利益というだけでは、それに過年度の利益(繰越利益)を含むのか、繰越損失を控除したものを決算利益というのか、その期の法人税等相当額を控除したものなのか、が必ずしも明らかでない。⁽¹²⁾利益準備金積立額の算出基準たる利益が不明確であると

いうことは、実際上問題であり、その当期積立額が配当可能利益の算出に關係する限りで、違法配当について責任を負う取締役にとつても不都合なことである。法は、このような理由から、従来からの利益基準を廃し、金銭配当額基準を採用したものとわれている。

もつとも、不明確であるというだけならば、立法技術上の問題は伴うとはいへ、明確にすれば済むことである。また、税金の取扱いについては、同法でその引当金計上が認められたと解されることから（商二八七条ノ二参照）、最大の障害は取除かれたといえる。不明確という理由は、必ずしも十分な説得力をもつものではない。

利益が計上されながら金銭配当がなされないということは、その利益の全額が社内に留保されたものと考えられる。利益準備金が留保利益であり、もつて債権者の保護に資するという機能の点では、それが任意準備金や未処分利益剰余金として留保される場合でも、資産の流出がない以上は同様である。とすれば、そのような場合にも法定準備金の積立を要求することの必要性は、こと留保利益としてみる限り、ないようにも思われる⁽¹³⁾。

しかし、法定準備金は任意準備金とは異なる。法定準備金制度を承認する限り、留保利益が法定準備金であるか任意準備金であるかは、決定的な差異をもつ⁽¹⁴⁾。なるほど会社財産が流出する場合に積立を強制すれば足りるといえるにしても、法定準備金が皆無でも十分な任意準備金があればよいというのであれば、法定準備金制度そのものの存在意義が問われることになりかねない。実際にも継続企業では、利益の全額を配当することなどありえないことであり、任意にかなりの留保利益をおくのが通常である。留保利益が全くとられない場合を危惧して法定準備金の積立を強制することは、もとより正当であろうが、それはきわめて慎重な立法といえることができる。

前記の利益準備金規定の改正は、むしろ任意準備金が設けられる実態を前提に、利益準備金の積立義務を緩和したものと考えられる。このことは、既述の積立財源の縮小による積立義務の加重とは必ずしも矛盾しない。

そして、緩和論自体は、すでに三七年の改正に際して経済界から、法定準備金は資本の四分の一を必要とするが、利益準備金の積立は資本準備金の存在する限りで緩和されてよいとか、両者を合算して資本の四分の一まで積立てることで足りるなどとして主張されていた。⁽¹⁵⁾ 改正法はこのような合算説⁽¹⁶⁾こそ採らなかったが、その趣旨を汲み取ったというべきかも知れない。

また利益準備金廃止論もあり、これを廃止することでその他の資本剰余金をすべての利益剰余金に後れて取崩すことができることになり、それを利益剰余金たる利益準備金に先行して取崩さなければならない現行法の取扱いに対する会計学からの批判⁽¹⁷⁾に 대응することができるともいわれた。しかし、これは、利益準備金が廃止されれば会計上の要請との調整も可能となるという一種の因果論にすぎず、会計との調整のために利益準備金を廃止すべきであるという目的論としての主張であれば、誤まりといわなければならない。

同様に、資本準備金の併存を理由に利益準備金の廃止または緩和を唱えることも、本末転倒である。現行法が資本で資本を補強することから、短絡的に利益による資本の補強を不要と結論することはできない。このような主張は、法定準備金の二本立を資本と利益の区分と解する限り、これに逆行し、資本と利益を混同するものと批判⁽¹⁸⁾される。

このように、資本準備金の存在を根拠にした利益準備金の廃止または積立緩和論は、必ずしも正当でない。しか

し、その緩和論自体は評価できる。とくに昭和五六年の改正商法の立場を前提にして考えると、株式の発行価額を基礎に算出された資本の四分の一にまで及び利益の留保を、配当利用できない不自由な形態で設けなければならぬとすることが、果して適当か疑問に思われるからである。⁽¹⁹⁾これらの点を勘案すると、一般に十分な任意準備金が存在することを条件に、利益準備金の積立を緩和することも相当の理由があると考えられる。利益準備金は、本来の制度趣旨からは可及的に資本の四分の一まで積立てられ、資本の欠損に備える機能を十全に發揮することが要請されるが、現行法では、もう一方の留保利益それ自体がもつ資産充実機能に関心が払われている。したがって、留保利益が任意準備金として設けられる限りで、現実の問題としては利益準備金の積立義務は緩和されてよいと思われる。これも法定準備金制度の一つの変質と把えることができようか。

(1) 立法論として、現行法の要件を疑問視するものもある（西山・前掲書三七頁以下他）。なお、竹内昭夫・剰余金の資本組入七三頁参照。

株式配当は、昭和五六年の商法改正で従来の株主総会の特別決議から通常決議でなしうるものとされたが、それでも準備金の資本組入れの場合よりまだ厳格である。

(2) 資本の欠損填補に際しての任意準備金の取崩順位に関しては争いがある。その積立目的を尊重すれば、欠損填補以外の目的をもつ任意準備金を利益準備金の後位におくことを認めてよいように思われるが、利益準備金を先に取崩すとそれが法律で強制されるものであるから、次期以降の利益配当に影響することもありうることを考慮すると、通説のように、任意準備金の目的を問わず、利益準備金より先に取崩されるべきと解するのが妥当であろう（酒巻「剰余金をめぐる商法の規制」取締役の責任と会社支配二七四頁）。

(3) 商法改正小委員会「株式会社社の計算の内容並に財務諸表の種類及び株式」参照。

- (4) 固定資産の評価について原価主義を原則とし、減価償却を明定したことで、通常の決算過程では資本性の評価益は発生しないと解されての削除である。
- (5) 合併における消滅会社の利益準備金その他の留保利益を新設または存続会社の資本準備金としないことができるという改正であるが(商二八八条ノ二第二項)、その立法趣旨をめぐって争いがある。しかし、一般には合併の本質論とは関係のない便宜的措施を定めたにすぎないものとされている(久保・注釈会社法(6)二二二頁参照)。
- (6) 吉田昂「株式会社法の計算に関する問題点について」企業会計一〇巻一一号六八頁参照。なお、同「会社の計算規定改正について」商事法務八三四号二頁。
- (7) たとえば、松波仁一郎「改正日本会社法一三七一頁、片山義勝・株式会社法論八三四頁参照。
- (8) 積立率は年度積立額の最低額を示す(以上)。しかしながら、取崩後の補充は義務でない(田中久保・前掲書二〇九頁)。
- (9) 配当額を基準にすると理事者の恣意がはいりやすいとの批判がある。また、配当額が年度利益より極端に少ないときは、法定準備金の積立額に著しい差が生じることもありうることになり、配当額を基準とする立場は、法定準備金の積立を緩和するものとも考えられる。
- (10) 松本・日本会社法論三二八頁、岡野・前掲書四七一頁。
- (11) 片山・前掲書八三四頁。
- (12) 鈴木他「利益配当」会社法セミナー(3)二頁以下、田中誠・前掲講座一三〇〇頁以下、久保・注釈会社法(6)二〇六頁。
- (13) 久保・注釈会社法(6)二〇六頁。
- (14) たとえば、任意準備金は配当可能利益であるが、法定準備金は配当不能利益であり、任意準備金に欠損があっても配当可能であるが、法定準備金に欠損があれば配当不能である。
- (15) 東京商工会議所「商法会計規定に関する改正意見」参照。
- (16) 合算すれば、積立限度額に近いとき、資本準備金の発生や資本組入れで利益準備金の積立に混乱が生じるといわれる(田中久保・前掲書一八三頁)。また、区分廃止・法定準備金二元論(資本準備金はプレミアムが生じる限り存在するので、

その不足を利益の積立による⁽¹⁾も主張されたが、これは後述する利益準備金廃止論と同様の欠点を有し、二本立の意義からは、認められないと解される。

(17) 旧企業会計原則注解9は、商法に妥協した規定をおいていたが、会計原則上は、旧企業会計原則第二・六によると、「利益剰余金をもって欠損を填補し得ないときには、資本剰余金をもって填補することができる。」となっていた。

(18) 西山「資本準備金と利益準備金」企業会計一四巻四号一一四頁。

(19) 石井・前掲書二七九頁など、このような立場には立法論として批判が多い。

(二) 資本組入れ財源としての法定準備金

今日、有償増資に際して時価発行を行う会社が少なくない⁽¹⁾。その場合には、発行価額と券面額とが著しく遊離している現状では、会社は大量の発行プレミアムを取得することになる。発行時における資本とプレミアムの比率は、一般にはおよそ一対四、公募に限ってみると一対九となっており、プレミアム（資本準備金積立額）が資本組入額をはるかに上回るといういわば逆転現象が生じている⁽²⁾。この逆転現象はいわゆる自主ルールなど⁽³⁾によって、発行後に準備金の資本組入れと新株の無償交付を行うことでは是正されることが期待されているが、実際にはその還元率は必ずしも高くなく⁽⁴⁾、したがって、前記の逆転現象の是正もまた不十分といわなければならない。さらに、額面株式のプレミアム付き発行は、実質的に額面株式の無額面株式への接近とみられるが、無額面株式を発行するときは、発行時の資本と資本準備金との割合は、払込剰余金を最大限にとった場合でも三対一であり、前記の割合は、この比較においてもやはり合理性を欠くものと思われる。

もとより、資本と資本準備金との均衡是正については、法定準備金の資本組入れという制度が用意されている。そ

して、実際にも資本組入れにもついで新株の無償交付がなされれば、それ自体は、会社関係者すべての利害調整という目的において概して妥当な結果を生ずることが明らかである。すなわち、株主の利益という面でも、無償交付後も従前の配当率が維持されれば、それは実質的には増配と同様であり、また株式の市場価格いかんでは株主はいわゆるキャピタル・ゲインをより多く取得しうることになる。プレミアムを株主の持分と解し、これを還元することを目的とするいわゆる自主ルールが、株主への利益還元として無償交付を強制するのも、右の理由による。

会社経営者にとつても、それは好ましいと考えられる。従来配当率を維持できる規模で無償交付を小幅にかつ小刻みに行えば、いわゆる安定配当が可能となり、⁽⁵⁾経営者としての地位の安定にも資することになる。

のみならず、会社債権者にとつても有益と考えられる。無償交付の前提としての資本準備金の資本組入れは、⁽⁶⁾資本準備金をより拘束性の強い資本に振替えることであり、債権者をより厚く保護することになるからである。

それに加えて、新株の無償交付は、高騰した株価を鎮静する機能を有する。無償交付も増資の一環として行われるが、有償増資と異なり会社資産の新たな増加をとまなわれない。その一方で発行済株式数を割合的に増加させるので、経済的には一種の株式分割と考えられる。株式分割が会社資産に何ら変動を生ぜしめず、株式の供給だけを増すこととする株価の鎮静作用を、無償交付もまた有している。しかも、昭和五六年改正前の株式分割（旧商二九三条ノ四）には、額面株式を対象とするときは券面額の割合的減額が必要と解され、⁽⁷⁾券面額が法定最低額を割ってはならぬとする法原則（旧商二〇二条二項参照）に抵触する分割が事実上なしえないなどの多くの制約があつたことは周知の通りである。さりとて、無額面株式の利用が一般にみられない実状よりすると、制約の多い株式分割を無償交付に

代替させることの意味は、その効果を考えると決して小さくないと思われる。

このように無償交付は株主や経営者にとって、さらに一般投資家にとっても重要な実務慣行となっており、それを可能にし支えているのがプレミアム（資本準備金）にほかならない。プレミアムの大量取得は、無償交付を是とする立場からは、無償交付の可能性を一層拡大するため好ましいこととされ、五六年の改正法で行われたような現行の資本構成の是正は不要とも批判される⁽⁸⁾。しかし、それはあくまでも株主に対するプレミアム還元が行われた場合のことであり、現実はそのを保障していない。還元されない場合のプレミアムの大量取得は、会社にとっては配当負担をもたもたならない資金調達の妙味を味わせるが、配当性向の低下現象と相まって株主や一般投資家にはむしろ不利益をもたらすことが避けられない。

- (1) 増資慣行として定着したといわれる。山一証券経済研究所「増資白書」商事法務九一〇号によると、昭和五五年度の公募調達資金額中プレミアムの占める割合は約九〇％に及んでいる。
- (2) 前掲増資白書四頁、公募の場合に関しては同一〇頁参照。
- (3) 山一証券Ⅱ山一証券経済研究所・我が国企業の資金調達三一八頁以下参照。なお、前掲増資白書二二頁以下および九八頁以下参照。
- (4) 前掲増資白書三二頁第九表参照。
- (5) 株価も下落しないといわれる（竹内・前掲書四三頁―四四頁）。
- (6) 前掲増資白書三九頁によれば、以前は再評価積立金による例が多かったが、昭和四八年三月三十一日以降それが消滅した後、圧倒的に資本準備金によっている。それも、無額面株式が殆んど利用されておらず、また合併剰余金や減資剰余金の発生がきわめて稀であることから、専ら額面超過額（プレミアム）を源資とするものである。

(7) 反対説も有力である(石井照久「鴻常夫・会社法一五七頁、大隅健一郎「準備金の資本組入と株式分割」株式会社法講座四卷一四〇九頁)。しかし、商法二二三条二項(五六年改正後の同条三項)の趣旨にかんがみると、解釈論としてそこまで資本と株金総額との切断を拡張できないと解するものが多い(鈴木竹雄「竹内昭夫・会社法三四六頁注(二)他」)。

(8) 竹内・前掲書三五頁―四四頁参照。

(9) 中村忠「商法会計規定の改正問題」産業経理四〇巻一号六頁。

(三) 昭和五六年の商法改正と法定準備金制度への影響

昭和五六年の改正商法は、額面株式を無額面株式に誘導するという政策のもとに、両者の資本構成の法則を同一化した。すなわち、会社の資本は、額面株式・無額面株式のいずれについても、原則として発行価額の総額とし、例外的に発行価額の二分の一を超えざる額(額面株式については券面額、会社の設立に際して発行する無額面株式については五万円を超える部分に限る)を資本に組入れることができる(商二八四条ノ二第一項・二項)。これによって、資本構成の面では、額面株式と無額面株式とが実質的に同一化したわけである。もっとも、従来、無額面株式についての払込剰余金の設定は、発行価額の四分の一以内とされており、会社の計算・公開に関する改正試案においてもこれにならって資本組入額と資本に組入れない額の比率を三対一としていたのが改正商法では一対一に改められている。その理由は、大量のプレミアム取得の妙味が失われるとする経済界の反対にあり、その妥協点として一対一になったと伝えられる⁽¹⁾。

ともあれ、右の改正の結果、額面株式についてみると、これまでのような時価発行増資を前提とする限り、資本準備金積立額が現在より著しく減少することは避けられない⁽²⁾。もっとも、これが無償交付を制約する趣旨であるのか必

ずしも明らかでない。ただし、五六年の改正法は、額面株式の発行価額中券面額を超えて資本に組入れた場合には、その差額を源資として新株の無償交付をなしうることを新たに規定しているからである（商二九三条ノ三ノ一）。しかし、これは、改正法の規定により券面超過額がすでに資本に組入れられた状態にあることから、準備金の資本組入れの手続が省略された場合の無償交付を注意的に規定したものと考えられよう。⁽³⁾ そうであるとすれば、資本に組入れない額が縮小されたこの改正法は、無償交付のあり方に何らかの反省ないし批判を加えるものといえるかも知れない。

もともと、無償交付の増配効果に期待せざるをえないのは、配当性向があまりに低いからである。近年安定しているときれる配当も、収益の増加から比べればむしろ減少、低下していることが知られている。⁽⁴⁾

このように、配当による株主への利益の還元は必ずしも十分でない。そこに、無償交付に期待せざるをえない原因が存在する。そして、健全な投資株主の育成とも関連するが、株主への利益還元のある方としては、直接の増配こそ必要といえる。もとより、直接の増配を条件に無償交付を抑制することも可能である。近時主張される自主ルール緩和論はこれを唱える。⁽⁵⁾ 同時に、無償交付を抑制することで、直接の増配を引き出すことも可能ではなからうか。

株式分割の効果を無償交付に期待せざるをえない法律上の制約は、改正法のもとではかなり緩和されているので、⁽⁶⁾ 無償交付にその代替的機能を依存すべき理由も大幅に減退したといえよう。それに改正法は株式の単位の引上げを行った（商一六六条二項・一六八条ノ三）。既存の上場会社については、それは単位株制度として実現されたが（附則一六条）、これが将来少なくとも上場会社の株式の額面引上げを予定する暫定的措置であることは周知の通りである。

このような株式の単位是正の目的からすれば、端株や単位未満株を生ぜしめる小刻みな無償交付は、この改正に逆行する、またはその趣旨を阻害するものと考えられる。

以上のように、改正法においては、資本準備金を大量に発生させる事由および正当性は、著しく減じられている。

無償交付への利用という意義が減少するなら、資本準備金は、資本の緩衝帯として必要なだけ設けられればよい、という原則に戻るであろう。その場合には、法定準備金として利益準備金が併存していることから、資本準備金という独立した法定準備金が果して必要なのかという根本問題が改めて問われることにならざるをえない。

- (1) 法務省民事局参事官室編・改正商法の概要(別冊商事法務50)四八頁―四九頁参照。
- (2) 無額面株式を利用するときは、従来とは異なって、逆に、資本準備金の額が増大する可能性が考えられる。そこに無額面株式の利用促進の意図があるともいえようが、ただ、現行の資本準備金の性格を前提とする限り、払込剰余金を増額する意味はないといってよい。したがって、この改正は、額面株式と無額面株式との同質化を、あまり利用されない無額面株式の方を額面株式の新規定に一致させることではかろうとしたものにはすぎないとも考えられる。なお、倉沢康一郎「株式と資本」企業会計三三巻九号五〇頁参照。
- (3) 北沢正啓・会社法五三〇頁参照。
- (4) 「全国証券取引所協議会、五四年度の配当状況調査まとめる」商事法務八八九号三九頁によれば、同年度の配当性向は三五・八%と過去一〇年間で二番目に低く、株主資本配当率も三・五%と昭和四五年度の五・六五%以来一貫して低下を続けているという。
- (5) 株式引受部長会「時価発行増資に関する考え方」(昭和五六年二月)参照。
- (6) もっとも、改正法のもとでも、券面額は依然、定款記載事項であり、また均一であることを要するので、定款変更などの

法定準備金制度の発展と機能的変化(尾崎)

制約が残る。それに、株式の過度の細分化防止のために純資産基準が設けられ（商二九三条ノ四第二項）、それは無償交付に際しても適用される（商二九三条ノ三第二項後段）。株式分割は純資産額を五万円を除いた数に発行済株式数が等しくなるまで行えるわけである。

五　む　す　び

以上、検討してきたように現行の法定準備金制度にはなお多くの問題が残っている。本来の趣旨と機能を維持しているかに思われる利益準備金にしても、資本準備金の併存にともない少なからぬ変容を生じている。

もともと、法定準備金による会社債権者の保護は、主としてその資本維持の補強機能による。しかし、資本維持が真に債権者を保護しうるかとなると、疑問がないでない。けだし、資本維持は決算においてのみ問題とされるものであり、それ以外のときは、資産の社外流出の制約として殆んど無力と考えられるからである。その意味で真に債権者を保護するには、きめ細かな措置が必要であろう。たとえば、短期の債権者にとっては流動資産が十分に存在することが重要であり、そのための法的措置を施すことが、すなわち債権者保護と考えられる。⁽¹⁾ また、債権者には、取引先、下請け、従業員、社債権者などが含まれるので、その保護のための措置も必ずしも一様でない。

実際、資本金数十億、数百億円の会社にその四分の一もの利益準備金が必要なのか疑問がないではない。資本準備金だけでもそれ以上存在する場合もあろうし、そうでなくても、任意準備金を考えれば、膨大な内部留保になろう。とくに、発行価額を基礎に算定される資本を積立限度の基準としなければならぬ五六年の改正法のもとにおいて

は、右の問題性は一層大きい。さりとて、任意準備金と経営者の責任で対処し、資本と法定準備金を廃止するという議論にも疑問がある。具体的な債権者保護の措置を施さない単なる廃止論は、蔽に戒しめなければならぬ。

法定準備金にとつて、資本準備金の問題は決して本質的なものでない。本来は資本剰余金ないしプレミアム処理の問題として扱われるべきものが、既存の法定準備金制度に混入されたため、法定準備金の問題として論議されざるをえなくなつたにすぎない。

現行法上、資本準備金は通常的にはむしろ無償交付の財源として機能することが多いが、直接の増配や株式分割が今後一般化すれば、その機能も大幅に減退することにならう。その結果、資本準備金ないし資本剰余金に対する商法の対応を改め、その用途の拡大をはかることがない限り、資本準備金の積立は、理論上、資本の緩衝帯としての必要量だけでよいとも考えられる。

五六年の改正法では、プレミアムは払込剰余金である。従来は発生するものとも考えることができたプレミアムは、改正法では、創出するものというその政策的側面を一層鮮明にした。その政策を法律上いかに扱うべきかは今後の検討課題である。

資本と利益の峻別をはかる剰余金区分が商法上十分に実現されていないことは、すでにみた通りである。それは、資本剰余金概念の曖昧さによるといえる面もあるが、立法においても剰余金区分をどのように反面させるかの模索があつてしかるべきであらう。もっとも、その他の資本剰余金を表示上区分し、会社はつとめてこれを資本的に取扱うべきとの解釈がある⁽²⁾。たしかに、その態度は尊重すべきものであらうが、法の解釈としては、その他の資本剰余金は

配当可能利益にすぎず、また資本損のチャージが利益剰余金になされ、剰余金間の間接振替がなされうる限りで、解積論による問題の解決には限界があるように思う。同様に、資本準備金の財源は、合理的解釈は可能としても、限定列挙と解する立場が解釈論として妥当であろう。したがって、剰余金区分を資本準備金によりつつ、それによつてのみ実現しようとすることは、おそらく非常に困難なことである。この点で、アメリカでの剰余金区分が法的にどのよう⁽³⁾に展開したかを知るとは興味深い。この検討は別の機会に譲るが、剰余金区分を法律上の原則と認める限りは、その完全な実現が望まれるところである。

プレミアムの処理、そして資本準備金の創設という異質の要請に振り回された法定準備金制度は、そのために真の政策的性格ないし問題が意識されなかつたように思う。⁽⁵⁾その点で、昭和三七年の改正法の立場はこの問題に一つの方向を示唆しているようで、注目に値いしよう。もっとも、この問題は完全に政策上のものであるが、資本をもつて債権者保護の最後のとりでと考えてきた従来からの思想との関係で、法定準備金の緩和化または廃止化の方向を実現するには、解決しておかれなければならない多くの問題が残されていると考えられる。

一方、資本の実質化、利益の純化を法律上いかに扱うかの問題と、そのための手段の一つとしての資本準備金との関係とが検討されなければならない。会社、そしてその利害関係人にとって重要と考えられる剰余金区分の立法化と、法定準備金制度とは、本来異質のものである。資本準備金の問題は、再三述べたように本来資本剰余金処理の問題であり、本質的には法定準備金制度の問題ではない。この違いを認識して問題を再検討することが必要であるように思われる。

- (1) 矢沢惇「企業會計法の基本問題」企業會計法の理論二二頁。
- (2) 田中久保・前掲書一九一頁。
- (3) 星川長七「資本剰余金と資本準備金」株式会社法の論理と課題一九三頁以下。昭和二五年法のもとでは、有力な例示列挙説があつた(田中誠二・最新会社法論下巻四二〇頁)が、昭和三七年法で改説された。
- (4) 額面超過額による新株発行、資本取引の増加という株式会社の資金調達の発展が、法定準備金を変化させてきた。しかし、それは必然の変化ではない。
- (5) 田中久保・前掲書一八二頁―一八三頁などは、立法論として利益準備金の積立の緩和を論じるが、それは資本準備金の併存を前提に、またはプレミアムを含んでいた旧法との比較を前提にしたものである。しかし株式会社制度の発展にともなつて問題になるのは、むしろ利益準備金そのものの政策的意義である。